

## 米国関税措置に伴う市内中小企業向け「特別相談窓口」の設置について

当公社では、米国関税措置により影響を受ける市内中小企業を支援するため、当公社の名古屋市新事業支援センターに「特別相談窓口」を設置しております。

米国関税措置の影響を受ける市内中小企業者の方で、経営にお困りの方は当センターにご相談ください。

窓口相談のお申込みは[こちら](#)をご覧ください。

受付時間 平日 9：00～17：00

問合せ先 TEL 052-735-0808

なお、金融相談につきましては、以下の相談窓口にお問い合わせください。

名古屋市経済局産業労働部中小企業振興課

TEL 052-735-2100

名古屋市信用保証協会

TEL 052-212-3011

公益財団法人名古屋市小規模事業金融公社

TEL 052-735-2123

以上